14　自主的な市町村合併に向けた国・県の取組

1　合併特例法（平成22年４月１日改正）の概要（国の取組）

《背景》

・平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232（平成11年３月31日現在）から1,727（平成22年３月31日現在）まで減少
・平成11年以来の全国的な合併推進は、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、平成22年３月31日までで一区切り
・その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援

《改正のポイント》

・国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
・自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長（令和２年３月31日まで）
　※令和２年３月31日の改正により、現行法の期限をさらに10年間延長（令和12年３月31日まで）

《改正の概要》

①推進のための措置　⇒　廃止
・目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
・合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
　総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
　都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
・３万市特例（合併する場合には、市となる人口要件を５万人から３万人に緩和する特例）の廃止

②円滑化のための措置　⇒　存置
・議会の議員の定数又は在任に関する特例
・地方税に関する特例（不均一課税・課税免除等）
・合併算定替（普通交付税の算定の特例）

⑴　主な特例措置

区　　分	内　　容
地域審議会の設置	・合併前の市町村を単位として、一定期間設置できる。 ・市町村長の諮問に応じて審議し、必要に応じて意見を述べる。
地域自治区の特例	・合併に際しては、一定期間、１又は２以上の合併関係市町村単位で設置することができる。（市町村の権限に属する事務を分掌する。） ・事務所の長に代えて区長（常勤の特別職）を置くことができる（市町村長が任命。任期２年以内）
合併特例区の設置	・一定期間（５年以内）、１又は２以上の合併関係市町村単位で、法人格を有する特別地方公共団体を設置することができる。 ・旧市町村で処理されていた事務の一部を処理する。

区　　分	内　　容
市町村議会の議員の定数、在任に関する特例	一定期間、合併前の市町村議会の議員が合併後も在任することや、合併後の市町村議会の議員定数を増加させることができる。

(2)　主な財政支援

区　　分	内　　容
普通交付税の算定の特例（合併算定替）	合併年度及びそれに続く５年度は合併がなかったものと仮定して算定した額を全額保障し、その後５年度は激変緩和措置を講ずる。
特別交付税措置	・合併準備経費、合併移行経費、合併直後の臨時的経費に対する措置を講ずる。 ・旧市町村間の公債費負担の格差是正のために要する経費に対する措置を講ずる。

2　県の取組

本県の市町村数は、平成15年以降、120から77へと再編されたが、人口１万人未満の小規模町村数が41、うち５千人未満が23と多数残るなど、本県の合併は十分進展したとは言い難い状況。

県としては、合併新法（平成22年の改正前の合併特例法。以下同じ。）下で策定した「長野県市町村合併構想」(概要：別添）の考え方を踏襲し、今後も、市町村の自主的な取組を支援する。

また、既に合併した市町村の新しいまちづくりに対し、引き続き支援する。

(1)　支援体制

新長野県市町村合併支援本部（平成20年２月22日設置。本部長：知事）

〔所掌事務〕① 合併機運の醸成や合併に向けた取組に対する支援に関すること

② 合併した市町村に対する支援に関すること

(2)　主な財政支援（対象：既に合併した市町村）※令和５年度で終了

① 長野県市町村合併特例交付金

・対象市町村：旧合併特例法下で合併した市町村

・交付限度額：５億円＋１億円×（関係市町村数－２）　上限10億円

② 新長野県市町村合併特例交付金

・対象市町村：合併新法下で合併した市町村

・交付限度額：２億円＋１億円×（関係市町村数－２）　上限５億円

※　今後、合併する市町村に対する財政支援策は、具体的な動きに応じ、検討する。

長野県市町村合併構想の概要

平成20年8月策定【同年10月改定、平成21年10月改定】

Ⅰ　市町村の現況及び将来の見通し

地方分権の進展

・地方分権改革推進法の施行や今後予定される新地方分権一括法の制定などに伴い、市町村は地方行政の中心的な役割を担っていくものと考えられます。

・市町村は、地方分権の受け皿として、行政運営の効率化や権限移譲に対応しうる組織となるなど、地方分権型社会に相応しい行財政基盤の強化が求められています。

日常生活圏の拡大

・交通網の発達や情報ネットワークの整備などにより、通勤圏、通学圏等の日常生活圏は、市町村の区域を越えて圏域が形成されています。

・市町村は、多様化・複雑化する住民ニーズに対する的確な対応や、市町村の区域を越えた広い視点にたった地域づくりが求められています。

人口減少・少子高齢社会の進行

・長野県の総人口は、平成47年には177万人(平成17年:219万人)と推計され、平成17年比で20%程度減少し、老年人口割合は、35.6%と予想されており、特に小規模町村の高齢化の進行が見込まれています。

・人口の減少・少子高齢化の進行は、税収の減少、福祉・医療といった社会保障関係費の増大など市町村財政の負担増に繋がることが想定されます。

《老年人口割合の推移》

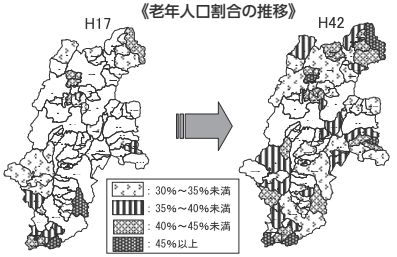

行財政運営の状況

・本県市町村分の地方交付税及び臨時財政対策債の総額は、平成15年度以降、500億円に及ぶ削減など、市町村の行財政運営は極めて厳しい状況となっています。

・市町村が、自らの責任で持続的な地域経営を担っていくためには、行財政改革の計画的かつ着実な推進により、強固な行財政基盤を確立することが喫緊の課題となっています。

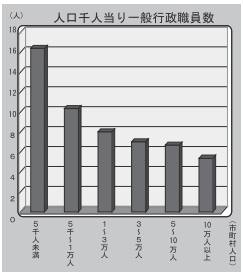

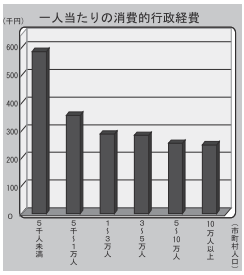

本県市町村分の地方交付税及び臨財債の推移

(単位：百万円，%)

年度		H15	H16	H17	H18	H19
総額		303,931	280,212	277,626	264,607	253,060
対H15	金額	—	▲23,719	▲26,305	▲39,324	▲50,871
	比率	100	92.2	91.3	87.1	83.3

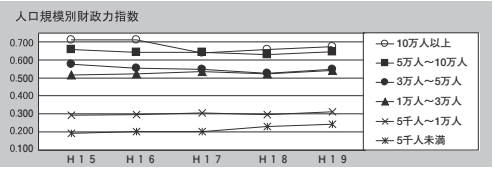

Ⅱ　自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項

1　県内における市町村合併の状況

・旧法下において、18 の市町村が誕生し 120(17 市 36 町 67 村)から 81(19 市 25 町 37 村)に再編されました。但し、人口が１万人未満の団体数が 43、特に５千人未満が 24 と、依然として小規模町村が数多く残り、本県の合併は十分進展したとは言い難い状況にあります。

2　自主的な市町村合併の必要性

＜市町村の望ましい姿＞

地方分権、人口減少・少子高齢化、広域的な行政需要の増大、厳しい行財政運営等、市町村を取り巻く環境は大きく変化し、かつ厳しい状況

⇩

市町村は地域経営の主役として、自らの責任で将来にわたり持続的に行政サービスを維持・向上させることが責務

⇩

職員体制の維持、専門性を備えた人材の確保・育成、将来的にも安定した財政運営の確保といった行財政基盤の強化が必要

＜市町村合併の必要性＞

・市町村を取り巻く環境は大きく変化し、かつ厳しい状況
・特に小規模町村は一層厳しい状況

⇩

市町村が自らの責任で、将来にわたり持続的に行政サービスを維持・向上していくためには、行財政基盤の強化が必要

⇩

市町村合併は、行財政基盤を強化するための極めて有効な手段のひとつである

＜県　の　役　割＞

《県の基本姿勢》

・合併は、市町村が行財政基盤を強化するための極めて有効な手段のひとつ
・地域における十分な議論のもと、自主的・主体的に選択すべきもの

⇩

・地域における真剣な議論・検討が必要であり、そのための助言や情報提供を積極的に行う
・合併を選択した市町村に対しては最大限の支援を行う

Ⅲ　構想対象市町村の組合せ

構想対象市町村の組合せに係る考え方

関係する全市町村で法定合併協議会が設置されるなど、合併に向けて地域で十分議論・検討がなされており、関係市町村の全部から申入れがあった場合に構想対象市町村として位置づけるものとします。
⇒今後、申入れがあった地域について、構想対象市町村として段階的に追加します。

＜構想対象市町村＞

○阿智村・清内路村（H20.8 策定）

○長野市・信州新町・中条村（H20.10 追加）

○松本市・波田町（H21.10 追加）

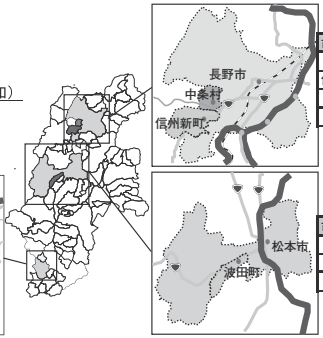

市町村名	人口 (人)	面積(㎢)
長 野 市	378,512	730.83
信州新町	5,535	70.73
中 条 村	2,525	33.29
計	386,572	834.85

市町村名	人口(人)	面積(㎢)
阿智村	6,771	170.31
清内路村	777	44.16
計	7,548	214.47

市町村名	人口 (人)	面積(㎢)
松本市	227,627	919.35
波田町	14,914	59.42
計	242,541	978.77

Ⅳ　自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

◎　県の役割及び必要な措置についての考え方

合併新法下における更なる合併に向けて、市町村の自主的・主体的な取組を尊重しつつ、合併に向けた取組の各段階に応じ、合併機運の醸成や合併に向けた取組に対する支援を行うほか、合併を選択した市町村に対し、最大限の支援を行うなど、各地域の取組を積極的に支援します。

◎　具体的な支援措置の内容

長野県市町村合併支援方針の策定（平成 20 年 2 月 22 日）

新長野県市町村合併支援本部の設置（平成 20 年 2 月 22 日）

新長野県市町村合併支援プランの策定（平成 20 年 3 月 28 日）

15　市町村合併経過一覧表

（令和８年１月１日現在）

南佐久郡

野沢町
桜井村
岸野村
前山村
大沢村
→ 野沢町 S29. 4. 1

海瀬村
栄村
→ 佐久町 S30. 2. 1

臼田町
切原村
→ 臼田町 S30. 8. 1

中込町
平賀村
内山村
→ 中込町 S31. 8. 1

大日向村
→ 佐久町へ編入 S31. 9.30

青沼村
田口村
→ 田口青沼村 S31. 9.30

北牧村
小海村
→ 小海町 S31. 9.30

穂積村
畑八村
→ 八千穂村 S31. 9.30

臼田町
田口青沼村
→ 臼田町 S32. 4. 1

野沢町
中込町
北佐久郡
浅間町
東村
→ 佐久市 S36. 4. 1

佐久町
八千穂村
→ 佐久穂町 H17. 3.20

臼田町
佐久市
北佐久郡
望月町
浅科村
→ 佐久市 H17. 4. 1

北佐久郡

小諸町
北大井村
大里村
川辺村
→ 小諸町 S29. 2. 1

小諸町
三岡村
南大井村
→ 小諸市 S29. 4. 1

本牧村
→ 本牧町 S29. 4. 1

岩村田町
平根村
高瀬村
中佐都村
→ 浅間町 S29.12.20

中津村
五郎兵衛新田村
南御牧村
→ 浅科村 S30. 1.15

三井村
志賀村
→ 東村 S30. 2. 1

芦田村
横鳥村
→ 立科村 S30. 4. 1

芦田村
横鳥村
三都和村
→ 立科町 S33.10. 1

伍賀村
御代田村
小沼村
→ 御代田町 S31. 9.30

本牧町
布施村
春日村
協和村
→ 望月町 S34. 8. 1

浅間町
東村
南佐久郡
野沢町
中込町
→ 佐久市 S36. 4. 1

北御牧村
小県郡
東部町
→ 東御市 H16. 4. 1

望月町
浅科村
佐久市
南佐久郡
臼田町
→ 佐久市 H17. 4. 1

小県郡

塩尻村
川辺村
→ 上田市へ編入 S29. 4. 1

西内村
東内村
→ 丸子町へ編入 S29.10. 1

依田村
長瀬村
→ 丸子町へ編入 S30. 4. 1

西塩田村
別所村
中塩田村
東塩田村
→ 塩田町 S31. 5. 1

田中町
祢津村
和村
→ 東部町 S31. 9.20

神川村
泉田村
→ 上田市へ編入 S31. 9.30

豊里村
殿城村
→ 豊殿村 S31. 9.30

塩川村
→ 丸子町へ編入 S31. 9.30

長久保
新町
長窪古町
大門村
→ 長門町 S31. 9.30

浦里村の一部
→ 青木村へ編入 S32. 3.31

室賀村
浦里村の一部
→ 川西村 S32. 3.31

上田市の一部
→ 川西村へ編入 S32. 3.31

神科村
→ 上田市へ編入 S32. 8. 1

豊殿村
→ 上田市へ編入 S33. 4. 1

滋野村
→ 東部町へ編入 S33. 4.10

本原村
長村
傍陽村
→ 真田町 S33.10. 1

塩田町
→ 上田市へ編入 S45. 4. 1

川西村
→ 上田市へ編入 S48. 4. 1

東部町
北佐久郡
北御牧村
→ 東御市 H16. 4. 1

長門町
和田村
→ 長和町 H17.10. 1

上田市
丸子町
真田町
武石村
→ 上田市 H18. 3. 6

諏訪郡

湊村
→ 岡谷市へ編入 S30. 1. 1

川岸村
→ 岡谷市へ編入 S30. 2. 1

ちの町
米沢村
北山村
湖東村
豊平村
玉川村
泉野村
金沢村
宮川村
→ 茅野町 S30. 2. 1
→ 茅野市 S33. 8. 1

中洲村
湖南村
→ 諏訪市へ編入 S30. 4. 1

富士見村
本郷村
落合村
境村
→ 富士見町 S30. 4. 1

長地村
→ 岡谷市へ編入 S32. 3.25

上伊那郡

飯島村
→ 飯島町 S29. 1. 1

宮田村
→ 宮田町 S29. 1. 1

伊那町
富県村
美篶村
手良村
東春近村
西箕輪村
→ 伊那市 S29. 4. 1

赤穂町
宮田町
中沢村
伊那村
→ 駒ヶ根市 S29. 7. 1

中箕輪町
箕輪村
東箕輪村
→ 箕輪町 S30. 1. 1

辰野町
朝日村
→ 辰野町 S30. 4. 1

川島村
→ 辰野町へ編入 S31. 9.30

飯島町
七久保村
→ 飯島町 S31. 9.30

駒ヶ根市の一部
→ 宮田村 S31. 9.30（分立）

高遠町
長藤村
三義村
→ 高遠町 S31. 9.30

藤沢村
→ 高遠町へ編入 S33. 4. 1

南向村
片桐村
→ 中川村 S33. 8. 1

美和村
伊那里村
→ 長谷村 S34. 4. 1

小野村
→ 辰野町へ編入 S36. 3.31

河南村
→ 高遠町へ編入 S39. 4. 1

西春近村
→ 伊那市へ編入 S40. 4. 1

伊那市
高遠町
長谷村
→ 伊那市 H18. 3.31

下伊那郡

鼎村
→ 鼎町 S29. 4. 1

和田村
八重河
内村
南和田村
→ 遠山村 S30. 4. 1

神稲村
河野村
→ 豊丘村 S30. 4. 1

大島村
上伊那郡
上片桐村
→ 松川町 S31. 9.20

会地村
伍和村
智里村
→ 阿智村 S31. 9.30

神原村
平岡村
→ 天龍村 S31. 9.30

飯田市
座光寺村
松尾村
竜丘村
三穂村
伊賀良村
山本村
下久堅村
→ 飯田市 S31. 9.30

大下条村
和合村
旦開村
→ 阿南町 S32. 7. 1

山吹村
市田村
→ 高森町 S32. 7. 1

阿南町
富草村
→ 阿南町 S34. 4. 1

生田村
→ 松川町へ編入 S34. 4. 1

遠山村
木沢村
→ 南信濃村 S35. 4. 1

川路村 → 飯田市へ編入 S36. 3.31

千代村、竜江村、上久堅村 → 飯田市へ編入 S39. 3.31

上郷村 → 上郷町 S45. 4. 1

鼎町 → 飯田市へ編入 S59.12. 1

上郷町 → 飯田市へ編入 H5. 7. 1

上村、南信濃村 → 飯田市へ編入 H17.10. 1

浪合村 → 阿智村へ編入 H18. 1. 1

清内路村 → 阿智村へ編入 H21. 3.31

木曽郡

神坂村 → 一部山口村へ境界変更 S33.10.14

神坂村 → 岐阜県中津川市へ編入 S33.10.15

読書村、吾妻村、田立村 → 南木曽町 S36. 1. 1

福島町、新開村 → 木曽福島町 S42. 4. 3

西筑摩郡を木曽郡に変更 S43. 5. 1

山口村 → 岐阜県中津川市へ編入 H17. 2.13

楢川村 → 塩尻市へ編入 H17. 4. 1

木曽福島町、島町、日義村、開田村、三岳村 → 木曽町 H17.11. 1

東筑摩郡

島内村、島立村、中山村 → 松本市へ編入 S29. 4. 1

新村、和田村、神林村、笹賀村、寿村、芳川村、岡田村、入山辺村、里山辺村、今井村 → 松本市へ編入 S29. 8. 1

上川手村の一部 → 中川手村へ編入 S30. 1.15

中川手村、東川手村 → 明科町 S30. 4. 1

会田村、錦部村、中川村、五常村 → 四賀村 S30. 4. 1

明科町、北安曇郡七貴村 → 明科町 S31. 9.30

麻績村、日向村 → 麻績村 S31. 9.30

北安曇郡陸郷村の一部 → 明科町へ編入 S32. 3.31

生坂村、北安曇郡広津村の一部 → 生坂村 S32. 3.31

北安曇郡陸郷村の一部 → 生坂村へ編入 S32. 3.31

塩尻町、片丘村、広丘村、宗賀村、筑摩地村 → 塩尻市 S34. 4. 1

洗馬村 → 塩尻市へ編入 S36. 6.28

波田村 → 波田町 S48. 4. 1

本郷村 → 松本市へ編入 S49. 5. 1

四賀村、南安曇郡奈川村、安曇村、梓川村 → 松本市へ編入 H17. 4. 1

明科町、南安曇郡豊科町、穂高町、三郷村、堀金村 → 安曇野市 H17.10. 1

本城村、坂北村、坂井村 → 筑北村 H17.10.11

波田町 → 松本市へ編入 H22. 3.31

南安曇郡

温村、明盛村、小倉村 → 三郷村 S29. 6. 1

穂高町、有明村、西穂高村、北穂高村 → 穂高町 S29.11. 3

豊科町、高家村、南穂高村、東筑摩郡上川手村の一部 → 豊科町 S30. 1.15

梓村、倭村 → 梓川村 S30. 4. 1

烏川村 三田村	堀金村 S30. 4. 1
奈川村 安曇村 梓川村 東筑摩郡 四賀村	松本市へ 編入 H17. 4. 1
豊科町 穂高町 三郷村 堀金村 東筑摩郡 明科町	安曇野市 H17.10. 1

北安曇郡

大町 平村 常盤村 社村	大町市 S29. 7. 1
池田町 会染村	池田町 S30. 4. 1
神城村 北城村	白馬村 S31. 9.30
陸郷村の一部 広津村の一部	池田町へ 編入 S32. 3.31
広津村の一部	八坂村へ 編入 S32. 3.31
南小谷村 北小谷村 中土村	小谷村 S33. 4. 1
八坂村 美麻村	大町市へ 編入 H18. 1. 1

更級郡

篠ノ井町 共和村	篠ノ井町 S29. 7. 1
稲里村 真島村 小島田村 青木島村	更北村 S30. 1. 1
信里村	篠ノ井町へ編入 S30. 4. 1
中津村 御厨村	昭和村 S30. 4. 1
稲荷山町 桑原村	稲荷山 桑原町 S30. 4. 1 稲荷山町 S30.12. 1
上山田町 力石村	上山田町 S30. 7. 1
信田村 更府村	信更村 S31. 6. 1
昭和村 川中島村	川中島町 S31. 9.30
牧郷村の一部	大岡村へ 編入 S31. 9.30
篠ノ井町 塩崎村	篠ノ井市 S34. 5. 1
稲荷山町 八幡村 埴科郡 埴生町 屋代町	更埴市 S34. 6. 1
川中島町 信更村 更北村 長野市 篠ノ井市 上水内郡 七二会村 埴科郡 松代町 上高井郡 若穂町	長野市 S41.10.16
上山田町 更埴市 埴科郡 戸倉町	千曲市 H15. 9. 1
大岡村 上水内郡 豊野町 戸隠村 鬼無里村	長野市へ 編入 H17. 1. 1

埴科郡

埴生町 杭瀬下村	埴生町 S29.10. 1
坂城町 中之条村 南条村	坂城町 S30. 4. 1
松代町 豊栄村 寺尾村 更級郡 西寺尾村	松代町 S30. 4. 1
戸倉町 更級郡 更級村	戸倉町 S30. 4. 1
屋代町 雨宮県村 森村	埴科屋代町 S30. 4. 1 屋代町 S30. 6. 1
戸倉町 五加村の一部	戸倉町 S30. 7. 1
五加村の一部	埴生町へ 編入 S30. 7. 1
西条村	松代町へ 編入 S31. 9.30
倉科村	屋代町へ 編入 S31. 9.30
埴生町 屋代町 更級郡 稲荷山町 八幡村	更埴市 S34. 6. 1
更級郡 村上村	坂城町へ 編入 S35. 4. 1
松代町 長野市 篠ノ井市 上水内郡 七二会村 更級郡 川中島町 信更村 更北村 上高井郡 若穂町	長野市 S41.10.16

戸倉町
更埴市
更級郡
上山田町
→ 千曲市 H15. 9. 1

上高井郡

須坂町
日野村
豊洲村
→ 須坂町 S29. 2.11
→ 須坂市 S29. 4. 1

小布施村
→ 小布施町 S29. 2.11

小布施町
都住村
→ 小布施町 S29.11. 1

井上村
高甫村
→ 須坂市へ編入 S30. 1. 1

仁礼村
豊丘村
→ 東村 S30. 1. 1

高井村
山田村
→ 高山村 S31. 9.30

保科村
川田村
綿内村
→ 若穂町 S34. 4. 1

若穂町
長野市
篠ノ井市
上水内郡
七二会村
更級郡
川中島町
信更村
更北村
埴科郡
松代町
→ 長野市 S41.10.16

東村
→ 須坂市へ編入 S46. 4.30

下高井郡

平穏村
→ 平穏町 S29. 4. 1

中野町
日野村
延徳村
平野村
長丘村
平岡村
高丘村
科野村
倭村
→ 中野市 S29. 7. 1

木島村
瑞穂村
下水内郡
飯山町
秋津村
柳原村
外様村
常盤村
→ 飯山市 S29. 8. 1

上木島村
往郷村
穂高町
→ 木島平村 S30. 2. 1

平穏町
穂波村
夜間瀬村
→ 山ノ内町 S30. 4. 1

野沢温泉村
市川村
→ 野沢温泉村 S31. 9.30

上水内郡

古里村
柳原村
淺川村
大豆島村
朝陽村
若槻村
長沼村
安茂里村
小田切村
芋井村
→ 長野市へ編入 S29. 4. 1

津和村
水内村
→ 久米路村 S29. 4. 1
→ 新町 S29.10. 1

鳥居村
神郷村
→ 豊野村 S29. 7. 1
→ 豊野町 S30. 1. 1

栄村
日里村の一部
→ 中条村 S30. 2. 1

日里村の一部
→ 鬼無里村へ編入 S30. 2. 1

新町
更級郡
日原村
信級村
→ 信州新町 S30. 3.31

高岡村
中郷村
→ 牟礼村 S30. 4. 1

南小川村
北小川村
→ 小川村 S30. 4. 1

柏原村
富士里村
→ 信濃村 S30. 7. 1

更級郡
牧郷村の一部
→ 信州新町へ編入 S31. 9.30

信濃村
古間村
信濃尻村
→ 信濃町 S31. 9.30

戸隠村
柵村
→ 戸隠村 S32. 8. 1

七二会村
長野市
篠ノ井市
更級郡
川中島町
信更村
更北村
埴科郡
松代町
上高井郡
若穂町
→ 長野市 S41.10.16

豊野町
戸隠村
鬼無里村
更級郡
大岡村
→ 長野市へ編入 H17. 1. 1

牟礼村
三水村
→ 飯綱町 H17.10. 1

信州新町
中条村
→ 長野市へ編入 H22. 1. 1

下水内郡

飯山町 秋津村 柳原村 外様村 常盤村 下高井郡 木島村 瑞穂村	飯山市 S29. 8. 1
太田村 岡山村	飯山市へ 編入 S31. 9.30
豊井村 永田村	豊田村 S31. 9.30
水内村 下高井郡 堺村	栄村 S31. 9.30
豊田村 中野市	中野市 H17. 4. 1

16　市町村施行・市町村合併と市町村数　（令和８年１月１日現在）

施行年月日	施行種別	変更郡市町村名	変更後の郡市町村名	市	町	村	計
昭和							
22. 1. 1	町制施行	上伊那郡伊那富村	辰野町	6	30	346	382
23. 3. 1	〃	埴科郡埴生村	埴生町	6	31	345	382
23. 5. 3	〃	諏訪郡永明村	ちの町	6	32	344	382
23. 6. 1	郡境変更	西筑摩郡奈川村	南安曇郡へ				
23. 7. 1	分立	下伊那郡豊村	売木村 和合村	6	32	345	383
23.11. 3	町制施行	上伊那郡中箕輪村	中箕輪町	6	33	344	383
24. 9. 1	合体	小県郡東塩田村、富士山村	東塩田村	6	33	343	382
24.11. 3	町制施行	更級郡上山田村	上山田町	6	34	342	382
25. 7. 1	合体	更級郡篠ノ井町、川柳村、東福寺村	篠ノ井町	6	34	340	380
26. 4. 3	〃	埴科郡松代町、東条村、清野村	松代町	6	34	338	378
28. 8.18	名称変更	下高井郡豊郷村	野沢温泉村				
28.10. 1	町制施行 名称変更	小県郡県村 小県郡県町	県町 田中町	6	35	337	378
29. 1. 1	町制施行 〃	上伊那郡宮田村 〃　飯島村	宮田町 飯島町	6	37	335	378
29. 2. 1	合体	北佐久郡小諸町、大里村、北大井村、川辺村	小諸町	6	37	332	375
29. 2.11	町制施行	上高井郡小布施村	小布施町				
	合体	上高井郡須坂町、日野村、豊洲村	須坂町	6	38	329	373
29. 4. 1	合体	南佐久郡野沢町、桜井村、岸野村、前山村、大沢村	野沢町				
	〃	上水内郡津和村、水内村	久米路村				
	市制施行	上高井郡須坂町	須坂市				
	〃	北佐久郡小諸町、三岡村、南大井村	小諸市				
	〃	上伊那郡伊那町、富県村、美篶村、手良村、東春近村、西箕輪村	伊那市				
	編入	上水内郡古里村、柳原村、浅川村、大豆島村、朝陽村、若槻村、長沼村、安茂里村、小田切村、芋井村	長野市				
	〃	東筑摩郡市島内村、中山村、島立村	松本市				
	〃	小県郡塩尻村、川辺村	上田市				
	町制施行	下伊那郡鼎村	鼎町				
	〃	北佐久郡本牧村	本牧町				
	〃	下高井郡平穏村	平穏町	9	38	299	346

（注）市町村数に影響しない編入及び境界変更は掲載を省略した。
（詳細は「長野県統計書」を参照。）

施行年月日	施行種別	変更郡市町村名	変更後の郡市町村名	市	町	村	計
昭和							
29. 6. 1	合体	南安曇郡明盛村、小倉村、温村	三郷村	9	38	297	344
29. 7. 1	市制施行	上伊那郡赤穂町、宮田町、中沢村、伊那村	駒ヶ根市				
	〃	下高井郡中野町、日野村、延徳村、平野村、長丘村、平岡村、高丘村、科野村、倭村	中野市				
	〃	北安曇郡大町、平村、常盤村、社村	大町市				
	合体	更級郡篠ノ井町、共和村	篠ノ井町				
	〃	上水内郡鳥居村、神郷村	豊野村	12	34	282	328
29. 8. 1	編入	東筑摩郡新村、和田村、神林村、笹賀村、芳川村、寿村、岡田村、入山辺村、里山辺村、今井村	松本市				
	市制施行	下高井郡木島村、瑞穂村、下水内郡飯山町、秋津村、常盤村、柳原村、外様村	飯山市	13	33	266	312
29.10. 1	編入	小県郡西内村、東内村	丸子町				
	合体	埴科郡埴生町、杭瀬下村	埴生町				
	町制施行	上水内郡久米路村	新町	13	34	262	309
29.11. 1	合体	上高井郡小布施町、都住村	小布施町	13	34	261	308
29.11. 3	〃	南安曇郡穂高町、西穂高村、北穂高村、有明村	穂高町	13	34	258	305
29.12.20	〃	北佐久郡岩村田町、平根村、高瀬村、中佐都村	浅間町	13	34	255	302
30. 1. 1	編入	諏訪郡湊村	岡谷市				
	合体	上伊那郡中箕輪町、箕輪村、東箕輪村	箕輪町				
	〃	更級郡稲里村、真島村、青木島村、小島田村	更北村				
	編入	上高井郡井上村、高甫村	須坂市				
	合体	上高井郡仁礼村、豊丘村	東村				
	町制施行	上水内郡豊野村	豊野町	13	35	245	293
30. 1.15	合体	北佐久郡中津村、五郎兵衛新田村、南御牧村	浅科村				
	編入	東筑摩郡上川手村の一部	中川手村				
	合体	南安曇郡豊科町、南穂高村、高家村、東筑摩郡上川手村の一部	豊科町	13	35	240	288
30. 2. 1	〃	南佐久郡海瀬村、栄村	佐久町				
	〃	北佐久郡三井村、志賀村	東村				
	編入	諏訪郡川岸村	岡谷市				
	合体	諏訪郡ちの町、米沢村、北山村、湖東村、豊平村、玉川村、泉野村、金沢村、宮川村	茅野町				

施行年月日	施行種別	変更郡市町村名	変更後の郡市町村名	市	町	村	計
昭和 30. 2. 1	合体	下高井郡上木島村、往郷村、穂高村	木島平村				
	〃	上水内郡栄村、日里村の一部	中条村				
	編入	上水内郡日里村の一部	鬼無里村	13	36	225	274
30. 3.31	合体	上水内郡新町、更級郡日原村、信級村	信州新町	13	36	223	272
30. 4. 1	〃	北佐久郡芦田村、横鳥村、三都和村	立科村				
	編入	小県郡依田村、長瀬村	丸子町				
	〃	諏訪郡中洲村、湖南村	諏訪市				
	合体	諏訪郡富士見村、本郷村、落合村、境村	富士見町				
	〃	上伊那郡辰野町、朝日村	辰野町				
	〃	下伊那郡和田村、八重河内村、南和田村	遠山村				
	〃	下伊那郡神稲村、河野村	豊丘村				
	〃	東筑摩郡会田村、錦部村、中川村、五常村	四賀村				
	〃	東筑摩郡中川手村、東川手村	明科町				
	〃	南安曇郡烏川村、三田村	堀金村				
	〃	〃 梓村、倭村	梓川村				
	〃	北安曇郡池田町、会染村	池田町				
	〃	更級郡中津村、御厨村	昭和村				
	編入	〃 信里村	篠ノ井町				
	合体	〃 稲荷山町、桑原村	稲荷山桑原町				
	〃	埴科郡坂城町、中之条村、南条村	坂城町				
	〃	埴科郡松代町、豊栄村、寺尾村、更級郡西寺尾村	松代町				
	〃	埴科郡戸倉町、更級郡更級村	戸倉町				
	〃	〃 屋代町、雨宮県村、森村	埴科屋代町				
	〃	下高井郡平穏町、穂波村、夜間瀬村	山ノ内町				
	〃	上水内郡高岡村、中郷村	牟礼村				
	〃	〃 南小川村、北小川村	小川村	13	38	186	237
30. 6. 1	町名変更	埴科郡埴科屋代町	屋代町				
30. 7. 1	合体	埴科郡戸倉町、五加村の一部	戸倉町				
	編入	〃 五加村の一部	埴生町				
	合体	上水内郡柏原村、富士里村	信濃村				
	〃	更級郡上山田町、力石村	上山田町	13	38	183	234
30. 8. 1	〃	南佐久郡臼田町、切原村	臼田町	13	38	182	233
30.12. 1	町名変更	更級郡稲荷山桑原町	稲荷山町				
31. 5. 1	合体	小県郡西塩田村、別所村、中塩田村、東塩田村	塩田町	13	39	178	230

施行年月日	施行種別	変更郡市町村名	変更後の郡市町村名	市	町	村	計
昭和							
31. 6. 1	合体	更級郡信田村、更府村	信更村	13	39	177	229
31. 8. 1	〃	南佐久郡中込町、平賀村、内山村	中込町	13	39	175	227
31. 9.20	〃	小県郡田中町、祢津村、和村	東部町				
	〃	下伊那郡大島村、上伊那郡上片桐村	松川町	13	40	171	224
31. 9.30	〃	南佐久郡北牧村、小海村	小海町				
	編入	〃 大日向村	佐久町				
	合体	〃 穂積村、畑八村	八千穂村				
	〃	〃 青沼村、田口村	田口青沼村				
	〃	北佐久郡伍賀村、御代田村、小沼村	御代田町				
	編入	小県郡塩川村	丸子町				
	合体	〃 長久保新町、長窪古町、大門村	長門町				
	編入	小県郡神川村、泉田村	上田市				
	合体	〃 豊里村、殿城村	豊殿村				
	〃	上伊那郡高遠町、長藤村、三義村	高遠町				
	〃	上伊那郡飯島町、七久保村	飯島町				
	分立	駒ヶ根市の一部	宮田村				
	編入	上伊那郡川島村	辰野町				
	合体	下伊那郡会地村、伍和村、智里村	阿智村				
	〃	下伊那郡神原村、平岡村	天龍村				
	〃	飯田市、下伊那郡座光寺村、松尾村、竜丘村、三穂村、伊賀良村、山本村、下久堅村	飯田市				
	〃	東筑摩郡明科町、北安曇郡七貴村	明科町				
	〃	東筑摩郡麻績村、日向村	麻績村				
	〃	北安曇郡神城村、北城村	白馬村				
	編入	更級郡牧郷村の一部	大岡村				
	合体	〃 昭和村、川中島村	川中島町				
	編入	埴科郡倉科村	屋代町				
	〃	〃 西条村	松代町				
	合体	上高井郡高井村、山田村	高山村				
	〃	下高井郡野沢温泉村、市川村	野沢温泉村				
	〃	上水内郡信濃村、古間村、信濃尻村	信濃町				
	編入	更級郡牧郷村の一部	上水内郡信州新町				
	合体	下水内郡豊井村、永田村	豊田村				
	編入	〃 太田村、岡山村	飯山市				
	合体	〃 水内村、下高井郡堺村	下水内郡栄村	13	43	128	184

施行年月日	施行種別	変更郡市町村名	変更後の郡市町村名	市	町	村	計
昭和							
32. 3.25	編入	諏訪郡長地村	岡谷市	13	43	127	183
32. 3.31	〃	小県郡浦里村の一部	青木村				
	合体	〃 室賀村、浦里村の一部	川西村				
	編入	上田市の一部	〃				
	合体	東筑摩郡生坂村、北安曇郡広津村の一部	生坂村				
	編入	北安曇郡陸郷村の一部					
	〃	〃 〃	明科町				
	〃	〃 〃 広津村の一部	池田町				
	〃	〃 広津村の一部	八坂村	13	43	124	180
32. 4. 1	合体	南佐久郡臼田町、田口青沼村	臼田町	13	43	123	179
32. 7. 1	〃	下伊那郡大下条村、和合村、旦開村	阿南町				
	〃	〃 山吹村、市田村	高森町	13	45	118	176
32. 8. 1	編入	小県郡神科村	上田市				
	合体	上水内郡戸隠村、柵村	戸隠村	13	45	116	174
33. 4. 1	編入	小県郡豊殿村	上田市				
	〃	上伊那郡藤沢村	高遠町				
	合体	北安曇郡南小谷村、中土村、北小谷村	小谷村	13	45	112	170
33. 4.10	編入	小県郡滋野村	東部町	13	45	111	169
33. 8. 1	合体	上伊那郡片桐村、南向村	中川村				
	市制施行	諏訪郡茅野町	茅野市	14	44	110	168
33.10. 1	合体	小県郡傍陽村、長村、本原村	真田町				
	町制施行	北佐久郡立科村	立科町	14	46	106	166
33.10.14	編入	西筑摩郡神坂村のうち峠、馬籠および荒町の区域	山口村				
33.10.15	〃	西筑摩郡神坂村	岐阜県中津川市	14	46	105	165
34. 4. 1	合体	上伊那郡美和村、伊那里村	長谷村				
	〃	下伊那郡阿南町、富草村	阿南町				
	編入	〃 生田村	松川町				
	合体市制施行	東筑摩郡塩尻町、片丘村、広丘村、宗賀村、筑摩地村	塩尻市				
	合体	上高井郡綿内村、川田村、保科村	若穂町	15	46	95	156
34. 5. 1	合体市制施行	更級郡篠ノ井町、塩崎村	篠ノ井市	16	45	94	155
34. 6. 1	〃	埴科郡屋代町、埴生町、更級郡稲荷山町、八幡村	更埴市	17	42	93	152
34. 8. 1	合体	北佐久郡本牧町、布施村、春日村、協和村	望月町	17	42	90	149
35. 4. 1	〃	下伊那郡木沢村、遠山村	南信濃村				
	編入	更級郡村上村	坂城町	17	42	88	147

施行年月日	施行種別	変更郡市町村名	変更後の郡市町村名	市	町	村	計
昭和							
35. 4.15	編入	望月町の一部茂田井区のうち仲町、田町、西町、古町	立科町				
36. 1. 1	合体町制施行	西筑摩郡読書村、吾妻村、田立村	南木曽町	17	43	85	145
36. 3.31	編入	上伊那郡小野村	辰野町				
	〃	下伊那郡川路村	飯田市	17	43	83	143
36. 4. 1	合体市制施行	南佐久郡野沢町、中込町、北佐久郡浅間町、東村	佐久市	18	40	82	140
36. 6.28	編入	東筑摩郡洗馬村	塩尻市	18	40	81	139
39. 3.31	〃	下伊那郡千代村、竜江村、上久堅村	飯田市	18	40	78	136
39. 4. 1	〃	上伊那郡河南村	高遠町	18	40	77	135
40. 4. 1	〃	〃　西春近村	伊那市	18	40	76	134
41.10.16	合体	長野市、篠ノ井市、更級郡川中島町、信更村、更北村、埴科郡松代町、上高井郡若穂町、上水内郡七二会村	長野市	17	37	73	127
42. 4. 3	〃	西筑摩郡福島町、新開村	木曽福島町	17	37	72	126
43. 5. 1	郡名変更	西筑摩郡	木曽郡				
45. 4. 1	編入	小県郡塩田町	上田市				
	町制施行	下伊那郡上郷村	上郷町	17	37	71	125
46. 4.30	編入	上高井郡東村	須坂市	17	37	70	124
48. 4. 1	〃	小県郡川西村	上田市				
	町制施行	東筑摩郡波田村	波田町	17	38	68	123
49. 5. 1	編入	東筑摩郡本郷村	松本市	17	38	67	122
59.12. 1	〃	下伊那郡鼎町	飯田市	17	37	67	121
平成							
5. 7. 1	編入	下伊那郡上郷町	飯田市	17	36	67	120
15. 9. 1	合体	更埴市、埴科郡戸倉町、更級郡上山田町	千曲市	17	34	67	118
16. 4. 1	〃	小県郡東部町、北佐久郡北御牧村	東御市	18	33	66	117
	市制施行						
17. 1. 1	編入	更級郡大岡村、上水内郡豊野町、戸隠村、鬼無里村	長野市	18	32	63	113
17. 2.13	〃	木曽郡山口村	岐阜県中津川市	18	32	62	112
17. 3.20	合体	南佐久郡佐久町、八千穂村	佐久穂町	18	32	61	111
17. 4. 1	編入	東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、安曇村、梓川村	松本市				
	合体	中野市、下水内郡豊田村	中野市				
	編入	木曽郡楢川村	塩尻市				
	合体	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡望月町、浅科村	佐久市	18	30	54	102

施行年月日	施行種別	変更郡市町村名	変更後の郡市町村名	市	町	村	計
平成							
17.10. 1	編入	下伊那郡上村、南信濃村	飯田市	19	28	47	94
	合体市制施行	東筑摩郡明科町、南安曇郡豊科町、穂高町、三郷村、堀金村	安曇野市				
	合体	小県郡長門町、和田村	長和町				
	合体町制施行	上水内郡牟礼村、三水村	飯綱町				
17.10. 11	合体	東筑摩郡本城村、坂北村、坂井村	筑北村	19	28	45	92
17.11. 1	合体	木曽郡木曽福島町、日義村、開田村、三岳村	木曽町	19	28	42	89
18. 1. 1	編入	北安曇郡八坂村、美麻村	大町市	19	28	39	86
	編入	下伊那郡浪合村	阿智村				
18. 3. 6	合体	上田市、小県郡丸子町、真田町、武石村	上田市	19	26	38	83
18. 3.31	合体	伊那市、上伊那郡高遠町、長谷村	伊那市	19	25	37	81
21. 3.31	編入	下伊那郡清内路村	阿智村	19	25	36	80
22. 1. 1	編入	上水内郡信州新町、中条村	長野市	19	24	35	78
22. 3.31	編入	東筑摩郡波田町	松本市	19	23	35	77

17　都道府県別市町村数

（令和８年１月１日現在）

都道府県	市	町	村	計	都道府県	市	町	村	計
北海道	35	129	15	179	滋賀県	13	6	0	19
青森県	10	22	8	40	京都府	15	10	1	26
岩手県	14	15	4	33	大阪府	33	9	1	43
宮城県	14	20	1	35	兵庫県	29	12	0	41
秋田県	13	9	3	25	奈良県	12	15	12	39
山形県	13	19	3	35	和歌山県	9	20	1	30
福島県	13	31	15	59	鳥取県	4	14	1	19
茨城県	32	10	2	44	島根県	8	10	1	19
栃木県	14	11	0	25	岡山県	15	10	2	27
群馬県	12	15	8	35	広島県	14	9	0	23
埼玉県	40	22	1	63	山口県	13	6	0	19
千葉県	37	16	1	54	徳島県	8	15	1	24
東京都	26	5	8	39	香川県	8	9	0	17
神奈川県	19	13	1	33	愛媛県	11	9	0	20
新潟県	20	6	4	30	高知県	11	17	6	34
富山県	10	4	1	15	福岡県	29	29	2	60
石川県	11	8	0	19	佐賀県	10	10	0	20
福井県	9	8	0	17	長崎県	13	8	0	21
山梨県	13	8	6	27	熊本県	14	23	8	45
長野県	19	23	35	77	大分県	14	3	1	18
岐阜県	21	19	2	42	宮崎県	9	14	3	26
静岡県	23	12	0	35	鹿児島県	19	20	4	43
愛知県	38	14	2	54	沖縄県	11	11	19	41
三重県	14	15	0	29	合計	792	743	183	1,718

（注）市数は政令指定都市を含み、特別区を含まない。

総務省資料より

18　全国の市町村数の変遷等

年　　月	市	町	村	計	備　　考
明治21年	－	(71,314)		71,314	
22年	39	(15,820)		39	市制町村制施行（明22. 4. 1） （明21. 4. 17　法律第１号）
大正11年	91	1,242	10,982	12,315	
昭和20年 10月	205	1,797	8,518	10,520	
22年　8月	210	1,784	8,511	10,505	地方自治法施行(昭22. 5. 3　法律第67号)
28年 10月	286	1,966	7,616	9,868	町村合併促進法施行 （昭28. 10. 1　法律第258号）
31年　4月	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行 （昭31. 6. 30　法律第164号）
31年　9月	498	1,903	1,574	3,975	町村合併促進法失効（昭31. 9. 30）
36年　6月	556	1,935	981	3,472	新市町村建設促進法一部失効 （昭36. 6. 29）
37年 10月	558	1,982	913	3,453	市の合併の特例に関する法律施行 （昭37. 5. 10　法律第118号）
40年　4月	560	2,005	827	3,392	市町村の合併の特例に関する法律施行 （昭40. 3. 29　法律第６号）
45年　4月	564	2,027	689	3,280	
50年　4月	643	1,974	640	3,257	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 （昭50. 3. 28　法律第５号）
55年　4月	646	1,991	618	3,255	
60年　4月	651	2,001	601	3,253	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 （昭60. 3. 30　法律第14号）
平成２年　4月	655	2,003	587	3,245	
7年　4月	663	1,994	577	3,234	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 （平７. 3. 29　法律第50号）
10年 10月	670	1,994	568	3,232	
11年　4月	671	1,990	568	3,229	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行 （平11. 7. 16　法律第87号）
17年　4月	739	1,317	339	2,395	市町村の合併の特例等に関する法律施行 （平16. 5. 26　法律第59号）
18年　4月	779	844	197	1,820	
22年　4月	786	757	184	1,727	市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律施行 （平22. 3. 31　法律第10号）
28年 10月	791	744	183	1,718	
30年 10月	792	743	183	1,718	

総務省資料より